

議 事 概 要

会議の名称	令和3年度第3回豊中市障害者施策推進協議会		
開催日時	令和4年（2022年）3月24日（木）14時00分～16時00分		
開催場所	豊中市立障害福祉センターひまわり3階 体育室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> ・不可・一部不可
事務局	福祉部障害福祉課	傍聴者数	0人
公開しなかつた理由			
出席者	委員	牧里委員、河本委員、浦委員、澤委員、星名委員、六車委員、大谷委員、中村委員、岡田委員、三宮委員、荒木委員、湯川委員、星屋委員、長永委員、上田委員、檜山委員、中田委員 以上、17人 (欠席：飯尾委員、井上委員、藤井委員)	
	事務局	宮城福祉部長、森福祉部次長 (以下、障害福祉課) 酒井課長、細貝主幹、畑主幹兼障害福祉センターひまわり所長、森田課長補佐、阿部課長補佐、大塚副主幹、前畑係長、河本係長、島井係長、河本係長、竹口、大汐、	
	その他		
議題	<p>案件1. 第六次障害者長期計画等策定のための市民アンケート調査等について</p> <p>案件2. 障害者相談支援センター業務運営事業者候補選定部会について（報告）</p> <p>案件3. 障害福祉センター運営検討部会について（報告）</p> <p>案件4. たちばな園民営化（新施設建設）進捗について（報告）</p> <p>案件5. 豊中市障害者自立支援協議会について（報告）</p> <p>案件6. その他</p>		
審議等の概要	別紙のとおり		

議事要旨

○会長あいさつ

○事務局より配布資料の確認、定足数等の報告。

【案件1】第六次障害者長期計画等策定のための市民アンケート調査等について

(事務局)

- ・第六次障害者長期計画等策定のための市民アンケート調査等について概要を説明。

(委員)

・そもそもこの障害者長期計画と障害福祉計画について、法律、条文、ほかの資料とかも読んでみたが、何がどう違うかが分からない。これを基礎自治体でつくる、審議するという体になっているが、何か上からこういうふうにつくってくれみたいな感じに見えてしまうような計画を我々でやるのがどうなのかと、まず根本的にそれぞれの計画がよく分からない。資料1について、意見がなかなかこの場で発言できない人のために、ゆっくり読んで、これを参考にしながら意見を形成していく方もいらっしゃるので、そういう方のためにも早めに資料を作って送ってくれというお願いを従前からさせていただいている。このコロナ禍で、輪を掛けて忙しくなっているところ努力していただいているのは分かるが、この資料1を読んで、何を意見していいのかが分からないような資料を出されても、ただでさえ意見をつくるのに時間がかかる方にとっては、ますます大変な資料になろうかと思う。私自身も意見をかなり出しづらい資料だと、何とかしようがないのかもしれないが、それも含めて事務局からご意見をいただきたい。

あと2点ほど、まず市民アンケートで、これには差別解消法の認知度についての調査はあるものとして伺うが、市民アンケート調査の概要のところ福祉計画に対する考え方を把握するために行うものというふうに書いているが、解消法の認知度は障害者自身も含めて認知度がかなり低いにもかかわらず、それを重視する計画を打っているようには思われない。ずっと言い続けているが、認知度を上げるための施策を打っていないが、これについてどうするのか改めて伺いたい。

あともう一点、例えば障害や難病のある人のという表現が書かれているが、この表現だと障害がある個人の問題としてとらわれてしまうのではないかと。医学モデル的な意味合いとして聞こえてしまうように私は思うので、私自身、この問題意識を持ったのは、つい

最近だが、これについて改めるべきではないかと思う。それに付随して、法律で書かれている文言であるが、合理的配慮、配慮という言葉を使うと、やっぱりこれも医学モデル的な発想ではないかと私は考えている。差別解消支援地域協議会の研修においても、研修をしていただいた弁護士の方も同じことをおっしゃっていたので、合理的配慮の説明文として、適当な変更や調整のような言葉を付け加えて、ワンクッション置くような形をやっていったほうがいいのではないかと考える。

(事務局)

・長期計画と福祉計画の違い、どういうところで計画をしておるかという部分が分からないというところをご意見があった。長期計画については市全体の障害者に係る施策の方向性や中・長期の目標を示すものであり、福祉部門だけではなく、市役所全体、他部門も含めた目標として方向性を定めるものと考えている。それに対して、福祉計画のほうについては、具体的な定量的なサービスの見込み量であるとか提供体制について具体的な数値目標を定めて活性化を図るものと理解している。

資料の配付が少し遅いのではないかということだが、私どもは資料についてはなるべく分かりやすい資料の作成等を行うというところを目的にはしているが、事務局としてもできる限り事前に読んでいただいて、ご意見がいただけるようなものを確保しており、直前まで調整が必要なものもあるため、もしかしたら遅れてしまうかもしれない。しかし、審議が円滑に進むような形でなるべく事前に送付したいこと、ご理解いただきたい。

差別解消法の認知度について、この事前の計画に係るアンケートの中で、前回調査の項目の一つの中に差別解消法について知っていますかという設問が小項目にある。そこで差別解消法というものの認知度というものを一定測ることはできるとは考えているが、この認知度を上げるためにはどうしていったらいいのかということにおいては、差別解消地域支援協議会の中で議論するという意見も含め、市としても考えていきたい。

最後に、障害のある人という言い回し、表記の問題だが、確かに私ども障害のある人という言い回しを用いているが、障害という言葉、表記自体に国のほうでも様々な意見があり、本計画においては、この障害のある人という名称を用いている。表現方法については、国の障害の表記自体に係る検討を注視しながら、皆様のご意見も当然参考にしながら今後適切な表現があるのかどうかについては考えてまいりたい。

(会長)

・資料1については、調査の段取りだけの中身で調査票も項目だけなので、具体的にどう

いう質問項目になっているのかということまでは分からない。今日のところはだまかこう
いう流れで調査をしたいということの皆さんにご承認をいただけるかどうかということだ
と思う。中身の質問項目については、いつ、どういう形で検討するのかと。具体的な質問
項目、それがふさわしいとかふさわしくないとか、足りないとか足りるとか、それでその
差別解消法の認知度についても一応入れているけども、それでいいのかどうかとか、この
あたりは、項目の質問紙の作り方の段取りということについて、事務局としての考えはい
かがか。

(事務局)

・アンケートの詳細、中身については一定こちらのほうでも案を作成し、それを来年度、
自立支援協議会のほうでお諮りし、意見聴取をいただきたい。その結果を反映させたもの
を施策推進協議会のほうで、ご審議をいただく。

(会長)

・自立支援協議会で協議の場を持つということだが、そのたたき台をつくる過程では事務
局で一応全部つくるということか。

(事務局)

・一定のものを私どもでつくるが、こういったものも入れたほうがいいのかご意見があ
れば頂戴したい。

(会長)

・基本的な質問項目については、これまでの調査経緯もあるため、同じ質問項目でないと
比較の意味がない。新たに何か付け加えて、今回の調査に限ってやる場合については、広
くご意見を求めて検討していきたいということか。

(事務局)

・委員から様々な意見を聞き、それをできる限り事務局のほうで反映させたいと考えてい
る。

(会長)

・いかがか。また、新たに質問項目については、ご意見をいただく機会を設けたいとのこ
と。

(委員)

・今、自立支援協議会で審議をしてとのことであったが、その場合に差別云々のところは
差別解消支援地域協議会のほうで啓発については考えたいと。アンケート調査を作る間に

おいても、障害者差別解消支援地域協議会のほうで差別に関するところだけでもご提示いただけないか。

（事務局）

・本計画については差別に特化したという計画ではない。方向性、サービスの量的、定量的側面についてである。差別に特化して差別解消支援地域協議会のほうでアンケート材料についてご議論いただくことは、今のところは検討していない。

（会長）

・今回の調査については、差別解消問題については行わないが、別の機会にそういう特化したアンケート調査をやるという予定はあるのか、事務局、補足説明願いたい。

（事務局）

・今のところアンケートを個別に実施するということは考えていない。今後ご意見が委員の方から出てくるのであれば、それも一つ考える必要があるかと思う。

（委員）

・会長の発言にほっとしている。差別に特化した調査をすると経費が相当かかると思う。もちろん障害、差別に特化した調査ではないというのは重々承知している。できたらその辺を勘案できないかと。

（会長）

・事務局にそれを加えて再度検討をお願いしたい。

（委員）

・アンケート項目が増えると非常に大変である。回答しやすい工夫を総合的に勘案しないと、分厚いアンケートを見ると書く気がなくなり、回収率が下がると調査できない。そこはみんなで協議したらいいのではないかと。

（会長）

・アンケートの作り方ということにも関わってくるが、項目も含めてたたき台ができて、自立支援協議会で協議をするというよりも、少し個別にも含めて、どこまで取り込むのか取り込まないのか、あるいは新たにそういうアンケート調査をやるのかやらないのかを含めて、少し幅を持って検討をしていただけないか。さらに検討をお願いしたい。

（事務局）

・今いろいろご意見が委員からあった。私どもとしまして適切な表現方法等も含めて、またご意見のほうを聴取させていただきたい。

【案件2】 障害者相談支援センター業務運営事業者候補選定部会について（報告）

（事務局）

- ・豊中市障害者相談支援センター業務運営事業者候補選定部会について報告

（委員）

・先日報告を受け、私たち家族会の事務局一つが選定されなかったのもつらい。精神の障害の方々は脳の障害であり、コミュニケーション能力が著しくできない方が多く、こだわりが強く、傷つきやすく、デリケートな面が多々ある。対応していただける方には経験という積み重ねのスキルがとても必要な障害である。この点を十分配慮して、これからの地域包括相談支援センターに配慮していただける方を置いてほしい。

（事務局）

- ・選定に当たっては説明のとおりである。

精神の障害、疾患があるコミュニケーションの部分で支援に経験、スキルが必要だと思う。障害がある方の支援の経験、実績は評価項目にもなっている。市民の生活を支えるため、様々な形で引き続き連携をしてまいりたい。

（会長）

- ・結果報告として受け止めるということに異議はないか。報告として受け止める。

（委員）

・選定方法について、評価後に法人数を絞ってそれまでの法人に圏域を割り当てたのか、それぞれの圏域のところで募集をかけて、1つの圏域がダブったから評価を使ったのか。

（事務局）

・評価は100点満点で、プレゼンテーション、あと提出された資料に基づき採点をした。7事業者が選定された。

（会長）

- ・市が圏域を選んだのか、事業者が圏域を選んだのかわからない。

（事務局）

- ・担当圏域に関しては市が指定すると募集要項に記載している。

【案件3】 障害福祉センター運営検討部会について（報告）

（事務局）

- ・障害福祉センター運営検討部会について報告。

【案件4】 たちばな園民営化（新施設建設）進捗について（報告）

（事務局）

- ・たちばな園民営化（新施設建設）進捗について報告

（委員）

・短期入所は何床か。運営基準法で生活介護は6時間というふうに定められているため、短縮がないように運営をしていただきたい

（事務局）

・短期入所は6床。あと、6時間ということで短いんですけども、ここにつきましても事務所のほうで、6時間に限らずニーズに合わせて支援していきたい。

（委員）

・防犯カメラとあるが、監視カメラではないか。室内が映りっ放し、プライベートがない。看過できない。

（事務局）

- ・防犯カメラとあるが、外部からアクセスするのは家族だけと聞いているが。

（委員）

- ・四六時中映されっぱなしで本人にとってはたまったもんじゃない。

（事務局）

- ・再度確認をする。

（委員）

- ・設置されていること自体が問題。

（委員）

・外部の人に対する防犯カメラというのはわかる。コロナ禍で面会ができないとか、その場合に家族に限定してモニター対応するといったこともある。そういう意味で私は理解していた。使用法、運用については厳重に留意をいただかないといけないと思う。

（委員）

・防犯カメラという書き方から、室内に固定式のものを想定していた。例えばiPadのような持ち運びできるもので十分だと思うので、固定式なのかどうなのかだけ教えていただけないか。

(事務局)

- ・今細かいところはわからない。事業者と話してみる。

(委員)

- ・固定式であれば、即刻やめるようにお伝え願いたい。

(会長)

・防犯カメラについては、どういう目的で、使い方もう少し検討していただき、目的をはっきりさせたときだけに使うとか、そのあたりを再検討願いたい。その中でこのご報告をこの協議会としては受け止めかねますので、いかがでしょうか。附帯事項つきで報告を受け入れる。

(委員)

- ・カメラの設置時に、目的や意図があったはずだと思うので、それを教えてほしい。

(事務局)

・医療的ケアの様子がしっかり行われているかどうかということが確認したいという声があったということで、その要望を反映したと聞いている。

(委員)

・皆さんもご存じかと思うが、高齢者の虐待が起こって実際に殺されたが、そのときに可視化の問題提起がされ、特養では固定式のビデオを設置しているというのが今の現状でもある。

先ほど委員がおっしゃった、固定式であなたの部屋につけられたらどう思うというのは、本当にそのとおりだと思う。一方で、その虐待をどう抑止していくかが一つのポイントになってくると思う。

(会長)

・時間をかけて再検討いただき、おおむねこの運営自体については、このまま運営いただく。事後どうされたのかというか、どうするのかということは改めてご報告願いたい。今日のところは、それを除いた報告を受け止める。

【案件5】豊中市障害者自立支援協議会について（報告）

(事務局)

- ・豊中市障害者自立支援協議会について報告

(委員)

・会長を2年務め、ようやく自立支援協議会で通学支援の制度が恐らく初めて形になった。この2年でコロナのプロジェクトチーム等もつくり、行政と民間で話合いの場ができたことが非常によかったが、合理的配慮とは地域とは、自立、差別とは何なのか、ぶれているように感じる。先ほどの防犯カメラについても、日本全国には防犯カメラがある現状で、たちはなの中につける気持ちも分からなくもないが、自分がその立場になったとき嫌だと思う。だからまず、合理的配慮とか差別等について考えていかないといけないんじゃないかと考えさせられた。

合理的配慮、差別、地域等の文言的なことをもう一回統一していかないといけないと感じた。

(委員)

・特に医ケア児支援法が成立した。これについての協議が明らかになってないと思う。施策推進協議会で今設置している部会はないのか。

(事務局)

・こども未来部で所管している会議で、平成30年に要綱を設置し、平成31年度から協議を行っている。障害福祉課も委員として参加している。医療的ケアを支援するためにセンターを都道府県に設置するという予定も含めて、こども未来部が中心に協議を進めていると聞いている。要綱として設置されている部会は、本日案件として報告した障害福祉センターの運営検討部会と今回相談支援事業者の選定に要した部会、あとは前回意見としてご報告した施設整備に関する候補者の選定の部会、また市職員の差別解消に関する職員対応要領の検討部会、設置されているものはこちらであるが、今年度については全て協議を終えているため、来年度また必要に応じて各部会を設置し、委員を選定して動いていくという流れになる。

【案件6】 その他

(事務局)

- ・来年度のスケジュールについて
- ・来年度の委員改選について

(会長)

・前回の嘆願書の件、重度障害者等就労支援特別事業について事務局としても考えているということを知ったが、その後はどうなっているのか、この場を借りてご報告をいただきたい。

(事務局)

- ・私どもも必要性は高いと考えており、令和4年度に他市状況等を含めて調査及び状況を確認し、令和5年度からは事業を実施できるよう検討を重ねてまいりたい。

以上